



### 助産師の活用について



保健師助産師看護師法第3条には、「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。また、第7条2項には、助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。ちなみに、同法第2条に「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。5条に「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう、とあります。当然ですが、助産師は、母子ともに出産から子育てまでを見守る役割を担う最適な職種です。

福岡県には、助産師の人数は平成28年度現在で1,364人、その内、助産所開設者32人となっており、多くは病院や診療所などに勤務されています。ご存知の通り近年助産所での出産は1%未満で、ほとんどが病院若しくは診療所で生まれています。今回お話を伺ったのは、福岡県内で助産院を開設されている助産師の方です。長崎大学を卒業後、産業医科大学に16年間勤務後、2003年に助産院を開院。「心豊かなお産と子育て」を掲げ、母子ともに産前産後にわたる手厚いサポート態勢を敷いて、現在6床の入院施設を持ち、妊婦健診、産後健診、入院、自然分娩、デイケア、アウトリーチ、母乳育児支援を

様々な定期的なイベント開催しながら、5人のスタッフとともに地域に密着した妊娠・出産・子育て拠点として奮闘されています。

お話をお聞きする中で、強調されたことは、特に妊婦の精神的な安定やいわゆる「産後うつ」への対応など、最悪の場合妊婦の自殺や子どもへの虐待につながる事案をなくすためにも、母子の心身にわたる健康に深く寄り添える助産師の役割を再認識し、行政の諸施策に活かす必要があるとの考えです。

母子保健法の改正により、H29年4月より、妊娠から出産、育児まで切れ目のない相談支援拠点である「子育て世代包括支援センター」を2020年度までに全国展開することになっており、本県でも本年4月1日現在で、35市町まで設置が進んでいます。同時に、産後ケア事業の実施が重要です。本事業は、母子ともに出産から子育てまで見守る助産師、特に地域で活躍されている開業助産師を活用すべきと考えます。本県での産後ケア事業の現状と開業助産師の活用について、知事の見解を伺います。

子育て世代包括支援センターの周知に関し、まずは、市町村が広報紙などで周知していくことは当然ですが、県も主体的に取り組むべきと考えます。知事の考えをお尋ねします。

厚生労働省第2回周産期医療体制のあり方に関する検討会における資料である「助産師の果たすべき役割と連携体制について」によれば、地域で活動している開業助産師の活動を政策の中に反映させ、きめ細やかな妊産褥婦への支援を構築していく必要がある、としています。

今回お話を伺った助産師の方も全く同様のご意見でした。妊娠から出産、育児にわたる切れ目のない支援策を立案する上で、各種関連協議会の参加などを含め、助産師からの視点をより反映させるべきと考えますが、知事のお考えをお尋ねします。

同資料には、家族構成の変化や人間関係の希薄化が指摘される中、命の大切さを伝える「いのちの授業」は、児童の自己肯定感を高める効果があるとしています。

教育長にお尋ねします。例えば、助産師を講師に妊娠、出産、子育てに至るまでそばで寄り添ってきた体験を通して、自分が大切な存在であること、命の大切さ、家族のきずな、他者への思いやりなどを子どもたちに伝えることは大変意義あることだと考えます。このような取組に対する教育長の見解並びに本

県での取組についてお示し下さい。

本県では、妊娠、出産、子育て、思春期における不安や悩みを抱える女性からの SOS に対し、相談を電話もしくはメールで保健師、助産師が対応しています。本県での相談支援実績並びに他機関との連携状況について、知事にお尋ねします。

次に、県民の皆さんが安心して妊娠出産できるよう、周産期医療体制を充実していくためには、助産所と高度な医療機関との相互理解を、今まで以上に深めていく必要があります。関係者間の連携強化について、知事の見解をお尋ねします。

安心して出産、子育てし、子どもに愛情を注ぎこむという基本的な環境整備を急ぐことが、少子化を食い止め、児童虐待を根絶させ、心身とも健全な青少年育成の基盤づくりとなると確信します。

#### 【知事の答弁】

産後ケア事業は、市町村が、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的に、退院直後の母子に対し、医療機関や助産所などにおいて、宿泊や通所サービス等により、助産師等による保健指導や授乳指導、育児のサポートを提供するものである。

県内では、平成 28 年度に 6 市町が本事業を開始し、昨年度の実施市町村は 14 市町に拡大している。2 町は直営で、12 市町は委託により事業を実施しており、そのうち、8 市町は助産所に委託している。

県では、これまで、市町村の担当職員が出席する会議等において、事業の内容や補助制度等について説明するほか、先進的な市町村の取組みを紹介し、助産師等を活用するこの事業の実施を促しているところである。

子育て世代包括支援センターが機能を発揮するためには、地域の住民の皆さんなどにも十分な周知を行い、地域の理解と信頼を得ることが重要である。

県では、平成 27 年度以降、市町村に対し、センターの設置を促してきた。

本年 4 月 1 日現在、35 市町で設置され、令和 2 年度末までには県内すべての市町村で設置される予定となっている。

今後、センターの存在や役割が地域の住民の皆さんなどに十分に周知されるよう、県内各市町村において、それぞれ工夫されている広報の手段や方法を詳

細に把握し、効果的で参考になる事例について、市町村担当職員が出席する会議、研修会等の場を活用し、紹介していく。

助産師は、分娩介助だけでなく、妊産婦の健康管理や乳房ケア、育児指導などを行っており、妊娠から出産、育児にいたるまでの幅広い専門知識と技術を有している。

県では、保健福祉環境事務所に 11 名の助産師を配置し、未熟児に関する市町村への専門的技術支援を行うとともに、妊産婦向けの冊子や相談マニュアルの作成などにも携わっている。

特に、3 つの保健福祉環境事務所には、不妊専門相談センターを設置し、助産師が不妊や出産に悩む方の相談に応じているところである。

また、今年度から新たに、周産期医療の体制整備について協議を行う「福岡県周産期医療協議会」の委員として、福岡県助産師会にも参加いただくこととしている。

「にんしん SOS ふくおか」は、県民の妊娠期から子育て期、思春期における様々な悩みに対応するため、福岡県看護協会が実施している相談事業である。

県は、その運営に係る経費について、助成を行っている。

① この事業の昨年度の相談実績は、電話とメールを合わせて約 1 万 8 千件であり、そのうち、妊娠に関する相談は約 5 千 6 百件であった。

相談窓口では、専門的知識を持つ助産師や保健師が、相談者の悩みに対して助言を行うとともに、妊娠の可能性がある等、医療機関や市町村につなぐ必要がある場合には、地域の産科医療機関やお住まいの市町村の母子保健担当窓口等の紹介を行っている。

周産期医療について、本県では、新生児集中治療室などを備え、母体や新生児に対する高度な医療を提供する周産期母子医療センターを 12 か所整備し、周産期医療体制の確保を図っている。

県民の皆さんが安心して出産できるようにするためには、地域の分娩施設では対応が困難な異常分娩等についても、関係者間の連携を図り、高度な医療機関へ適切に繋ぐことが重要である。

このため、周産期母子医療センターや産婦人科医会等の関係者で構成する周産期医療協議会において、母体の受入れ・搬送体制など医療機関間の連携について協議を行っているが、今年度から、福岡県助産師会にも参加いただくこと

としており、この協議会を通じて、関係者間の一層の連携を図っていく。

**【教育長の答弁】**

医師や助産師等の専門家を招聘し、命の大切さや他者への思いやり等を学ぶ学習は、より実感を伴った理解を深める上で、有効な取組みであると認識している。

本県においても、公立中学校に助産師等を派遣し、生命の誕生や思春期の体と心等について学ぶ学習を支援している。また乳幼児と触れ合う学習や高齢者施設におけるボランティア活動を行う学校もある。

今後とも、外部人材の活用による子どもの感性に響く体験的な学習の充実を図り、自尊感情や生命を尊重する心、他者を思いやる心を育てていく。